

静岡県東部県民生活センター「ギャラリーぷらざ」運営要領

1 設置目的及び運営

- (1) 県は、「ギャラリーぷらざ」（以下「ぷらざ」という。）を設置し、東部県民生活センター（以下「センター」という。）が管理運営を行う。
- (2) ぷらざは、県民活動の活発化等に資する情報の提供、県政の各種情報の提供、県民の自主的な社会貢献活動等（以下「事業等」という。）などの発表の場として活用する。

2 設置場所及び面積

- (1) 設置場所 沼津市大手町1丁目1-3（JR沼津駅南口）
沼津産業ビル1階
- (2) 面積 約 48 m² （間口 8 m、奥行き 6 m）

3 使用日時

- (1) 原則として、年末年始を除き、使用することができる。使用時間帯は、オープンスペースとして常時使用できるため、特に設けない。
ただし、ぷらざの入口は、管理上、午後8時から午前8時まで閉鎖する。
- (2) ぷらざの使用に関して、県民の出入りが自由に行えることから、使用者の責任において展示物等の管理を行う。搬入及び搬出、備品の貸出は、平日の午前9時から午後5時までの間に行うものとする。
- (3) 上記以外の使用等に関しては、センターに事前に相談を行い、センターの承認を得て行うものとする。

4 使用団体等

- (1) ぷらざを使用できる団体（以下「使用団体」という。）は、次のとおりとする。
 - ア 県、市町、国の機関
 - イ 公共的団体
 - ウ 特定非営利活動法人
 - エ その他、センター所長が適当と認めた団体
- (2) 原則として個人、営利団体、宗教団体、政治団体及び暴力団体は使用することができない。また、過去に不適切な使用実績等がある団体については、センター所長は使用を認めない。

5 開催できる事業等

- ぷらざで開催できる事業等は、次のすべてを満たしているものとする。
- ア 公益性を有し、県民生活の向上に寄与するものと認められること。
 - イ 販売等で料金を徴する場合であっても、収益を上げることが主目的と

せず、事業の趣旨を補助・促進することが目的であること。

ウ 上記イの販売等にあたっては、ぷらざの設置目的からみて不適切な品目・金額・販売方法等でないこと。

エ 風紀や秩序を乱したり、人権・プライバシーを侵害したり、施設を損傷したりするおそれがないこと。また、出展する作品・商品等は、著作権・肖像権等を侵害しないこと。

オ 宗教活動、政治活動、個人的活動又は反社会的活動でないこと。

カ その他、施設の管理上支障がないこと。

6 使用申込

- (1) 使用団体は、別紙様式1の「使用申込書」をセンター所長あて提出する。
- (2) 使用の承認は申込順とする。ただし、同時に開催が可能な事業の申込があった場合は、センターは申込を受け付けることができる。
- (3) 使用期間は、1日から1か月間程度までとする。
- (4) 使用申込の受付は、行政機関にあっては、開催予定の1年前から、その他の団体にあっては6か月前から行うことができる。

7 使用料金

使用料金は無料とする。

8 使用団体の責務

- (1) 使用団体は、展示物等の搬入、展示、搬出の際には、他の入居団体の運営や通行に支障がないよう努めるとともに、展示物等の管理に安全を期すように努めなければならない。
- (2) 使用団体は、高価又は貴重なものを展示する場合は、使用団体の責任において必要な保険等の措置を講じるものとする。万一、展示物等が盗難、破損等の被害を受けた場合は、センターは一切の責任を負わない。
- (3) 使用団体は、展示物等を観覧する人の安全確保と事故防止のため、必要な措置を講じなければならない。
- (4) 使用団体が、ぷらざの施設、設備、備品等を損傷又は紛失等したときは、直ちにセンターに届け出るとともに、修理復旧等により原状に復するものとする。その費用等は、使用団体が負担するものとする。
- (5) 使用団体は、使用した後は、原状に復してセンターに引き渡すものとする。
- (6) 使用団体は、センター所長の許可を得ないで、火気、電源コンセント等を使用することはできない。
- (7) センターは、施設の管理上、必要と認める場合には、使用団体に対し、責任者又は整理員の配置を求めることができる。
- (8) 使用団体は、センター職員の指示に従わなければならない。

9 事故、苦情等の処理

- (1) ぷらざの使用に関して事故又は苦情等が発生した場合は、使用団体の責任のもとに必要な措置を講じなければならない。県は、発生した事故等について、その責を負わない。
- (2) ぷらざの使用により使用団体に生じた損失補償等について、県は一切の責任を負わない。
- (3) 使用団体は、ぷらざの使用により第3者に損害を与えた場合には、これに対して責任を負い、誠実に対応する。
- (4) 使用団体は、ぷらざの使用により県に損害を与えた場合は、生じた損害を県に賠償するものとする。

10 使用承認の取消し

県は、ぷらざの使用がこの運営要領及び使用承認の内容に違反していると認められる時は、使用承認を取り消すことができる。

11 備品の施設外貸出し

- (1) ぷらざ以外の場所で、ぷらざの備品を使用する団体は、別紙様式2の「備品使用申込書」をセンター所長あて提出する。
- (2) 貸出しに係る取扱いは、使用の取扱いに準じる。

附 則

- 1 この要領は、平成15年12月1日から施行する。
- 2 平成8年10月29日施行の「東部地域交流プラザ「ギャラリーぷらざ」運営要領」は廃止する。

附 則

この要領は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 2 年 8 月 24 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 3 年 5 月 20 日から施行する。

様式1

静岡県東部県民生活センター「ギャラリーぷらざ」使用申込書

年 月 日

静岡県東部県民生活センター所長 様

申込団体（機関）名
代表者氏名

企画展示の名称							
搬入日時	年 月 日	曜日	午前・午後	時	分から		
	年 月 日	曜日	午前・午後	時	分まで		
使用日時 （搬出入の時間は含めない）	年 月 日	曜日	午前・午後	時	分から		
	年 月 日	曜日	午前・午後	時	分まで		
	※特別の使用や使用方法を希望する場合に記載してください。（要事前相談） 例えば、開館時間より短い時間帯での展示等を希望する場合 等						
搬出日時	年 月 日	曜日	午前・午後	時	分から		
	年 月 日	曜日	午前・午後	時	分まで		
使用する備品 （貸出備品）	1 パネルボード 枚 2 長机 台 3 椅子 脚 4 電源 5 その他						
担当者の 連絡先	所 属						
	職 ・ 氏 名						
	電話（FAX）						
	緊急時連絡先						
	住 所	〒					
展示企画の内容	《趣旨》 《内容》						
展示イベントの 同席	1 有 （ 人） 2 無						

提出先：〒410-0801 沼津市大手町1-1-3 静岡県東部県民生活センター

電話 055-951-8209 FAX 055-951-8208

- 「展示企画の内容」欄は、展示の内容や数量等を、できるだけ詳しく記入してください。
- 使用が承認された時は、使用承認書を担当者様あてFAX、郵送等により送付します。

使 用 承 認 書

上記の企画展示について、ギャラリーぷらざの使用を承認します。
なお、使用にあたっては、ギャラリーぷらざ運営要領に定める事項を遵守してください。

静岡県東部県民生活センター所長

承認印

静岡県東部県民生活センター「ギャラリーぷらざ」備品使用申込書

年 月 日

静岡県東部県民生活センター所長 様

申込団体（機関）名

代表者氏名

企画展示の名称					
使用日時	年 月 日 曜日	午前・午後	時 分	から	
	年 月 日 曜日	午前・午後	時 分	まで	
使用場所					
使用する備品 (貸出備品)	1 パネルボード 枚 2 長机 台 3 椅子 脚 4 電源 5 その他				
担当者の 連絡先	所 属				
	職・氏名				
	電話 (FAX)				
	緊急時連絡先				
	住 所	〒			
展示企画の内容	《趣旨》 《内容》				

提出先：〒410-0801 沼津市大手町1-1-3 静岡県東部県民生活センター

電話 055-951-8209 FAX 055-951-8208

- 「展示企画の内容」欄は、展示の内容や数量等を、できるだけ詳しく記入してください。
- 備品の使用が承認された時は、この申込書の写しが備品使用承認書となり、担当者様あてFAX、郵送等により発送します。

備品使用承認書

上記の企画展示について、ギャラリーぷらざ備品の使用を承認します。

なお、使用にあたっては、ギャラリーぷらざ運営要領に定める事項を遵守してください。

承認印

静岡県東部県民生活センター所長